

目 次

解説.....	1
I 1996年有害性物質及び新生物法.....	15
第1条 略称及び施行開始	
第1章 序.....	15
第2条 解釈（抜粋）	
第2A条 用語「新生物（New organism）」の意味（略）	
第3条 王を拘束する法律（略）	
第2章 法の目的.....	22
第4条 法の目的	
第5条 法の目的に関連した原則（略）	
第6条 法の目的に関連した事項	
第7条 予防的アプローチ（略）	
第8条 ワイタング条約	
第9条 用いられるべき方法論（略）	
第3章 権限、機能、及び義務.....	23
第10条 大臣の権限、機能、及び義務（略）	
第11条 当局の権限、機能、及び義務（略）	
第12条 執行官の権限、機能、及び義務（略）	
第13条 一般的な義務	
第4章 環境リスク管理局.....	23
第14条 当局の設立（略）	
第15条 当局の構成員（略）	
第16条 当局の一員の選任のための資格（略）	
第17条 政策の方向性の遵守（略）	
第18条 当局に対して適用される一層の規定（略）	
第19条 当局による委任（略）	
第20条 登録簿を作成・維持する義務	
第20A条 毒性又は生態毒性の性質を持つ物質のためのばく露限度の登録簿	
第21条 手数料（略）	
第22条 事前の支払い（略）	
第23条 地方当局に対する手数料（略）	
第24条 情報を要求する権限（略）	
第4A章 NGA KAIHAUTU TIKANGA TAIAO.....	24
第24A条～第24D条（略）	

第 5 章 有害性物質及び新生物の評価	24
輸入等の禁止、及び承認のタイプ	
第 25AA 条 (廃止)	
第 25 条 輸入、製造、開発、野外試験、又は放出の禁止	
第 25A 条 難分解性有機汚染物質の輸入、製造、又は使用の禁止 (略)	
第 25B 条 難分解性有機汚染物質の保管の禁止 (略)	
第 25C 条 1983 年毒物規則に基づくある種の免除の継続 (略)	
第 25D 条 2003 年有害性物質及び新生物法 (ストックホルム条約) 改正法の開始の前に輸入 又は製造された難分解性有機汚染物質の使用 (略)	
第 26 条 新生物又は有害性物質の決定	
第 27 条 承認のタイプ	
第 27A 条 分類学による分類における承認 (略)	
有害性物質のための承認	
第 28 条 有害性物質の輸入又は製造承認のための申請	
第 28A 条 有害性物質の輸入又は製造承認のための迅速評価	
第 29 条 申請に関する決定	
第 29A 条 (廃止)	
第 29B 条 難分解性有機汚染物質に関する申請 (略)	
有害性物質の封じ込め承認	
第 30 条 封じ込め状態の有害性物質の輸入	
第 31 条 有害性物質の封じ込め承認のための申請	
第 32 条 申請に対する決定	
第 33 条 有害性物質に関する小規模研究に対する本法からの免除	
輸入又は放出のための新生物の評価	
第 34 条～第 38 条 (略)	
新生物の条件付き放出	
第 38A 条～第 38H 条 (略)	
資格認定生物 (qualifying organism) の放出	
第 38I 条～第 38L 条 (略)	
新生物の封じ込め承認	
第 39 条～第 45B 条 (略)	
緊急事態における有害性物質及び新生物の使用	
第 46 条 緊急事態の意味	
第 47 条 緊急事態における有害性物質又は新生物の使用の承認のための申請	
第 48 条 申請に関する決定	
第 49 条 緊急事態における法の規定からの免除	

特別な緊急事態における農業用化合物及び医薬品の迅速評価と承認

第 49A 条～第 49K 条（略）

特別な緊急事態におけるその他の有害性物質の迅速評価と承認

第 49L 条（略）

禁止された生物のリスト

第 50 条（略）

積み替え

第 51 条 物質及び生物の積み替え

評価の手続き

第 52 条 申請者が追加情報の提出を要求される可能性

第 53 条 公衆公示されることを要求される申請

第 53A 条 公衆公示の方法

第 54 条 申請に対する意見書の提出

第 55 条 申請者の代わりに保持される情報

第 56 条 1982 年公的情報法に基づき保護される情報に関する考慮（略）

第 57 条 情報を保護する当局

第 58 条 追加情報

第 59 条 期限及び放棄（略）

第 60 条 公聴会を開く義務

第 61 条 公聴会に関する規定

第 62 条 物質又は生物の再評価のための根拠

第 63 条 再評価

第 63A 条 有害性物質の承認の改正のための修正された再評価手続き

第 64 条 再評価の間の承認の一時停止

第 65 条 再評価に伴う補償なし（略）

第 66 条 物質の処分のための要件

第 66A 条 難分解性有機汚染物質の処分（略）

第 67 条 生物の処分を命ずる権限（略）

第 67A 条 承認に対する軽度の又は技術的修正（略）

大臣の決定権

第 68 条 重大な影響を有する申請において決定を行う大臣の権限

第 69 条 大臣の命令の公示

第 70 条 大臣は人を任命できる（略）

第 71 条 当局による問い合わせの実施（略）

第 72 条 大臣に報告する当局（略）

第 73 条 申請を決定し決定を公示する大臣（略）

第 5A 章（廃止）

第 73A 条～第 73G 条（廃止）

第 6 章 規制..... 36

ハザード分類システム

第 74 条 ハザード分類システムの作成

第 75 条 ハザード分類規制を規定する規則

第 76 条 コンテナ、アイデンティフィケーション、処分、緊急事態、追跡、及び花火に関する要件（略）

第 77 条 有害性物質に対する規制

第 77A 条 規制を課す及び指定された規制を変更するための当局の権限

第 77B 条 毒性又は生態毒性の性質を持つ物質のためのばく露限度

第 78 条 実施基準（略）

第 79 条 基準は当局により承認される（略）

第 80 条 基準の利用可能性（略）

第 81 条 基準の証拠（略）

検査官

第 82 条～第 86 条（略）

譲渡可能な許可

第 87 条 譲渡可能な許可スキームの確立

第 88 条 確立を勧告する当局（略）

第 89 条 譲渡可能な許可スキーム及び規制の変更（略）

第 90 条 許可の譲渡（略）

第 91 条 譲渡可能な許可の内容

第 92 条 許可の変更（略）

第 93 条 スキームの登録（略）

第 94 条 該当に入れられない譲渡許可（略）

第 95 条 譲渡可能な許可が得られるまでの輸入又は製造の禁止

許可証及び免許証

第 95A 条 許可証

第 95B 条 免許証

環境上のユーザー使用料

第 96 条（略）

第 6A 章 グループスタンダード..... 43

第 96A 条 章の目的

第 96B 条 グループスタンダード

第 96C 条 グループスタンダードが公布又は改正される場合

第 96D 条 グループスタンダードの取り消し

第 96E 条 グループスタンダードの効果

第 96F 条 第 11 から 15 章が適用される場合のグループスタンダードの有害性物質	
第 7 章 査察、執行、及び補助的権限	45
査察	
第 97 条～第 103 条 (略)	
遵守命令	
第 104 条～第 108 条 (略)	
執行	
第 109 条 違反	
第 110 条 違反行為 (略)	
第 111 条 違反行為の実行 (略)	
第 112 条 違反の通知 (略)	
第 113 条 違反料金に対する権限 (略)	
第 114 条 罰則	
第 115 条 雇用者及び長の責任 (略)	
第 116 条 法人の管理者及び役員 of 責任 (略)	
第 117 条 厳格責任及び抗弁 (略)	
第 118 条 告訴を行なう地方機関に支払われるべき罰金 (略)	
第 119 条 調査令状 (略)	
第 120 条 執行官によって差し押さえられた資産の処理 (略)	
第 121 条 本法に違反して輸入された有害性物質への 1996 年関税及び物品税法の適用	
第 122 条 有害性物質にニュージーランドから離れるよう要求する権限	
第 123 条 遺伝子組み換え生物ではないことの宣言 (略)	
第 124 条 運送業者及び何らかのクラフトを担当する者の責任 (略)	
第 7A 章 新生物に関する罰金及び民事責任	47
第 124A 条～第 124I 条 (略)	
第 8 章 上訴.....	47
第 125 条～第 134 条 (略)	
第 9 章 緊急事態.....	47
第 135 条～第 139 条 (略)	
第 10 章 その他の規定.....	48
第 140 条～第 150 条 (略)	
第 11 章 経過規定—一般 (失効)	
第 151 条～第 162 条 (失効)	
第 12 章 経過規定—農薬 (失効)	
第 163 条～第 182 条 (失効)	
第 13 章 経過規定—毒物 (失効)	

目次

第 183 条～第 208 条 (失効)	
第 14 章 経過規定－危険物 (失効)	
第 209 条～第 221 条 (失効)	
第 15 章 経過規定－爆発物 (失効)	
第 222 条～第 253 条 (失効)	
第 16 章 経過規定－新生物 (失効)	
第 254 条～第 259 条 (失効)	
付属書	48
付属書 1AA 難分解性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (略)	
付属書 1 環境リスク管理局に関する規定 (略)	
付属書 2 禁止された新生物 (略)	
付属書 2A 難分解性有機汚染物質 (略)	
付属書 3 (略)	
I: 遺伝子組み換え生物の輸入、開発及び野外試験に対して封じ込め規制により対処されるべき事項	
II: 遺伝子組み換え生物以外の新生物に対して封じ込め規制により対処されるべき事項	
III: 封じ込められた有害性物質に対して封じ込め規制により対処されるべき事項	
付属書 4 改正される立法 (略)	
付属書 5 廃止される立法 (略)	
付属書 6 取り消される規則及び政令 (略)	
付属書 7 経過規定に関連する物質のリスト (失効)	
II 2001 年有害性物質 (最低限ハザード) 規則	49
III 2001 年有害性物質 (分類) 規則	61
IV ユーザー手引き「有害性物質の承認のための申請書の作成」	67
Part A 一般情報	67
Part B 放出のための申請	85
Part C 「迅速評価」のための申請－低有害性クライテリア (略)	
Part D 「迅速評価」のための申請－類似物質クライテリア (略)	
Part E 封じ込めのための申請 (略)	
Part F 緊急事態のための申請 (略)	
V HSNO 法承認のための製品の割当て	99
参考資料 HSNO 分類と、国連 GHS 文書、JIS Z7253 との比較表	141
添付資料 原文	145